

編集後記

昨年の政権交代から半年が経過し、アベノミクスの効果もまだ見極めが必要との議論はありますが、景気マインドの背中を押す一定の効果があつたように思えます。しかし、大事なエネルギー政策については未だ将来像が見えず、原発再稼動に国論は二分されたまま3兆円の国富が垂れ流しのままとなっています。代替案として再生可能エネルギーやシェールガス革命への期待はありますが、不確定な要素が多く、はたして賭けてもよいものか、多くの人が逡巡するところでしょう。絶対ゼロのリスクを求めるのか、許容リスクを前提にするのか、議論の岐路となるところですが、我々、産業界に働く人間は、常に技術は進歩することを確認しています。事実、歴史が証明しています。技術論とは、リスクを定量的に見える化し、合理的な対応方法を引き出す仕組みです。決して怪力乱神に頼ることではありません。この仕組みを万世連綿と繰り返してきた結果、人類は陸・海・空を制し、宇宙、深海に生身の人間を送り込むまでになっているのですから。

本協会は、環境にかかわるあらゆるリスクを科学的に評価し、その対応を多くの識者を含めて合理的に検討した結果を、誰でも不安なく納得できる原則論として広く共有化できるよう様々な広報・教宣活動を行っています。

時勢に左右されず常に技術が中心にあると言っても、多くの忌憚ないご意見は、新たなヒントに気付く糧でありますので、本誌を通じてお気づきの点は、遠慮なくご指摘をお願いいたします。

三井化学(株)市原工場
安全・環境部 川手 健彦

会報第89号

発行年月 平成25年8月
発行者 一般社団法人 千葉県環境保全協議会
会長 小川 満
千葉県中央区長洲1-15-7 森林会館内
電話 043(224)5827
印刷 株式会社 アイポップ
千葉県長生郡睦沢町上市場1831
電話 0475(40)3700

編集委員

JFEスチール(株)、三井化学(株)
日本燐酸(株)、伊藤ハム(株)
伊勢化学工業(株)

表紙写真：
タイトル 「ひまわりの里」
千葉県山武郡大網白里市金谷郷
日本燐酸(株)
小菅 信博 氏 提供

事務局からのお知らせ

会報表紙写真の募集をします (随時)

会報“kanhokyo”は、表紙写真を会員のみなさまから募集致します。
2回発行の夏号(8月)と新春号(1月)の表紙写真としてふさわしい作品を編集委員会にて選考させていただきます。
掲載にあたっては、薄謝を贈呈致しますのでふるってのご応募をお待ちします。

KanHokyo

CONTENTS	あいさつ	会長 小川 満	1
	あいさつ	千葉県環境生活部長 中島輝夫	2
	協議会活動	各種実施事業等(研修会 他)	3
	地域部会	市原部会、船橋部会	8
	行政ニュース	第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定について	9
		災害廃棄物の処理体制について	12
		浄化槽の法定検査について	14
	会員紹介	日本燐酸(株)	16
		伊勢化学工業(株)	17
		NEC(株)	18
	その他	関連・共賛団体の紹介	20

「会長あいさつ」

会長 小川 満

JFE スチール（株）東日本製鉄所
常務執行役員 千葉地区副所長



このたび、会員の皆様のご推挙を頂き、当協議会の会長を仰せつかる事になりました。関係当局のご指導と会員皆様のご協力を戴き、任務を遂行して参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

当協議会は、「県内製造業における環境管理者の環境保全に関する技術の涵養と交流及び相互理解の推進を図るとともに、県民に対して環境保全に関する知識と技術の普及啓もうを図り、工場・事業場等における公害防止管理の円滑な遂行と地域における環境の保全に資すること」を目的として1975年に発足し、既に38年が経過致しました。この間、諸先輩並びに関係各位のご尽力により着実に成果を挙げ、環境保全に関する種々の取り組み、公害防止管理者等の育成、会員相互の交流・啓発・情報交換等を行って参りました。また、千葉県及び関係6都市（千葉市、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）と大規模工場を立地する企業とは、法令より厳しい基準の遵守、地球環境保全などを取り入れた「環境の保全に関する協定」を締結し、地域の公害の発生防止及び住民の健康の保護と生活環境の保全を推進してきました。

今日の環境問題は、廃棄物処理、水・大気・土壌汚染等の生活環境保全、地球温暖化、PM2.5など、地域はもとより国の境界をも越え、地球規模の課題となっています。環境問題に大きく影響を及ぼすと考えられる日本のエネルギー政策も、先行不透明な状況が続いています。千葉県は日本を代表する産業集積地です。このような状況の中でも当協議会は、県内の各産業や企業の枠を越えて、技術や商品を通しての環境保全活動に、率先して取り組んでいくことが大切であると考えています。

また、公益法人制度改革に伴う移行により「一般社団法人」として一年が経過致しました。協議会の運営も移行前と異なるところは、会員皆様方の一層のご理解・ご協力により進んでおりますことに深く感謝いたします。一般社団法人としては、これまでの事業目的・対象に変化はありません。千葉県の環境保全活動を更に推進してまいりますので、会員皆様方の一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、会長就任のご挨拶とさせていただきます。

「県環境生活部長」

中島 輝夫

千葉県環境生活部長



本年4月1日付けで千葉県環境生活部長に着任しました中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人千葉県環境保全協議会の皆様におかれましては、日頃から、環境保全に関する研修会等の開催や、環境保全技術に関する情報提供・指導などの幅広い活動により、県内各企業の環境保全に関する知識や技術のかん養に努められるとともに、本県の環境行政の推進に関し多大な御支援と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

一昨年の3月に発生した「東日本大震災」は、日本経済はもとより、国内の自然環境にも大きな影響をもたらし、結果として、国のエネルギー政策や環境政策の面で大きな転機となりました。

こうした中、本県におきましても、放射性物質により汚染された廃棄物等の処理や、再生可能エネルギーの導入促進等の新たな課題に対し、庁内横断的に取り組んでいるところで

す。また、今年度は、新たな総合計画の策定や、平成20年3月に策定した「千葉県環境基本計画」の見直し等が予定されています。

これまで、県では、「くらし満足度日本一」の実現に向け、「地球温暖化対策の推進」、「資源循環型社会の構築」、「豊かな自然環境と良好な大気・水環境」を重点施策として位置付け、環境保全に対する施策に取り組んでまいりました。

環境保全は、県民の皆様が安全・安心に暮らしていくための身近で重要なテーマであり、県といたしましては、引き続き、重要な施策として取り組んでまいります。

また、新たな施策として、住宅用省エネルギー設備の導入促進や、いわゆる不法ヤードへの対策を進めるための「(仮称)千葉県ヤード設置適正化条例」の制定検討などを進めてまいります。

本県の豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためには、県民、企業の皆様とともに行動していくことが重要です。

千葉県環境保全協議会の皆様におかれましても、今後とも本県の環境行政に関し、御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴協議会並びに会員企業の皆様の益々の御発展を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

協議会活動

5月8日（水）平成25年度通常総会・特別講演会を開催 於：プラザ菜の花『菜の花』

【特別講演会】

“我が国のエネルギーの動向について”
—日本のエネルギー問題の現状と将来—

日本エネルギー経済研究所 柳澤 明氏



◀国内電源構成、
電力需要や最
終エネルギー消費
の構成など分
かり易い図表
での説明

講演は、「1. 東日本大震災以降のエネルギー政策の方向性 2. エネルギー需給見通し 3. エネルギー輸入増大の影響 4. シェール革命のわが国への効果 5. エネルギー政策とは」の論点について多面的な考察説明。日本の抱える問題「原子力、国際エネルギー情勢、地球環境(温暖化)など」さまざまな要因がある中、「日本のエネルギー問題の現状と将来」についての講演。

【通常総会】

平成25年度通常総会は5月8日、千葉市プラザ菜の花 3階「菜の花」において、来賓に県中島環境生活部長をはじめ、県山崎環境政策課長、県山崎環境影響評価・指導班長、千葉市渡辺環境保全部長、同市古谷環境保全課長、船橋市山崎環境部長、同市伊藤環境保全課長、柏市原田環境保全課長をお迎えして、会員84名の出席を得て開催されました。

総会では、通常議案に加えて一般社団法人移行後、はじめての任期満了に伴う役員の選任議案、また、公益目的支出計画実施報告についての議案が審議されました。



総会に上程された各議案について、慎重に審議を行う会員の皆さん



◀会長代理として挨拶に立つ電気化学工業(株)千葉工場執行役員工場長の小泉 健氏

来賓を代表して、挨拶を頂いた千葉県環境生活部長の中島輝夫様

【総会議案】

総会議案審議された議案は、以下のとおりです。

- 第1号議案 平成24年度事業の承認について
 - 第2号議案 平成24年度収支決算の承認について
 - 第3号議案 平成25年度事業計画の決定について
 - 第4号議案 平成25年度収支予算の決定について
 - 第5号議案 平成24年度公益目的支出計画実施報告書(案)について
 - 第6号議案 次期役員の選任について
- 以上の議案については、全員異議なく承認されました。

「公益目的支出計画実施報告」について

移行前の財産(平成23年度末)は、公益法人として優遇措置を受けて得られた財産である。一般法人に移行し、その財産が法人自治に委ねられる事により公益以外に費消される事は適当でないため、引き続き公益的利益のために使用する計画。(当初予定3年)事業年度ごとにその実施状況を明らかにする書類「公益目的支出計画実施報告書」を作成。通常総会報告→財務諸表と併せて行政庁に6月末日までに提出。

協議会活動

平成25年度・26年度 新役員体制がスタート

会長代表理事に 小川 満氏
代表理事に 杉澤 元達氏に決まる



▲新役員を代表して就任の挨拶に立つ新会長代表理事小川 満氏(縁台中央)況

総会において理事及び監事の選任が承認されたことを受けて、直ちに役員選定の理事会が開催されました。

審議の結果、会長代表理事に小川満氏、もう一人の代表理事に杉澤元達氏、副会長に村儀肇氏、小関常雄氏、浅井祥二氏、

沢田直行氏、江口浩氏並びに業務執行理事に佐篠勲氏とする選定案は承認されました。

平成25年度・26年度の役員になられた方々

役員の種類	企業名	氏名	役付
理 事	JFEスチール(株)東日本製鉄所	小川 満	会長代表理事
〃	JFEスチール(株)東日本製鉄所	杉澤 元達	代表理事
〃	一般社団法人千葉県環境保全協議会	佐篠 勲	業務執行理事
〃	住友化学(株)千葉工場	村儀 肇	副会長理事
〃	新日鐵住金(株)君津製鐵所	小関 常雄	〃
〃	キッコーマン(株)	浅井 祥二	〃
〃	旭硝子(株)千葉工場	沢田 直行	〃
〃	日本板硝子(株)千葉事業所	江口 浩	〃
〃	三井化学(株)市原工場	川手 健彦	(市 原)
〃	日本燐酸(株)	浅田 安則	(君 津)
〃	伊藤ハム(株)東京工場	池田 覚	(東 葛)
〃	東京電力(株)千葉火力発電所	深作 浩	(千 葉)
〃	千葉北部酪農農業協同組合	菊谷 義徳	(習 八)
〃	京葉ケミカル(株)	森 誠	(船 橋)
〃	双葉電子工場(株)	櫻田 正洋	(長夷安)
〃	(株)藤井製作所	清水 昭央	(印 香)
〃	日本蒸留工業(株)	鈴木 基泰	(市 川)
〃	伊勢化学工業(株)白里工場	志水 泰孝	(海 山)
〃	合同酒精(株)東京工場	下谷 昇久	(松 戸)
監 事	東京ガス(株)袖ヶ浦工場	山関 憲一	
〃	丸善石油化学(株)千葉工場	土田 雅昭	

協議会活動

平成25年度事業計画

事業名		実施内容
1	総会	1. 日時 平成25年5月8日(水) 2. 場所 プラザ菜の花
2	会議	協議会の円滑な運営を図るため、次の会議を開催する。 (1)理事会 4回(総会前・後、10月、3月) (2)総務委員会 3回(4月、9月、2月) (3)編集委員会 2回(6月、11月) __:実施済
3	公害防止統括者等研修会	公害防止施設、環境保全施設を有する工場・事業場に対し、関係する法令改正等情報の迅速な提供や技術についての情報提供を目的として研修会。 (受託事業) 1. 内容 公害防止管理に必要な知識・技能の習得のための講習 2. 場所 プラザ菜の花 3. 対象 県内事業所の公害防止統括者又はその代表者 4. 日時 平成25年5月8日(水)
4	管理者研修会	3の事業と同様 (受託事業) 1. 内容 水質、大気・粉じん、騒音・振動・悪臭、その他に係る法令及び技術動向等に関する講習 2. 場所 9月17日:プラザ菜の花、2月は未定 3. 対象 県内事業所の公害防止管理者及び環境保全担当者 4. 日時 (9月17日、2月は未定)
5	公害防止管理者試験受験者講習会	工場・事業場においては、公害防止施設等の運転、維持管理、検査等を行う専門知識を有する国家資格者「公害防止管理者(水質、大気・粉じん、騒音・振動、ダイキキシン類)」の試験の為の準備講習会。 (単独事業) 1. 内容 資格取得のための準備講習会 2. 場所 千葉県自治会館 3. 対象 公害防止管理者資格取得を目指すもの 4. 日時 7頁の受験者講習会を参照
6	第一線技術者研修会	3の事業と同様 (受託事業) 1. 内容 水質、大気・粉じん、騒音・振動・悪臭、その他に係る法令及び技術動向等に関する講習 2. 場所 未定 3. 対象 県内事業所の公害防止管理者及び環境保全担当者 4. 日時 (1月、2月)
7	廃棄物関係管理者研修会	産業廃棄物の排出事業者に対し、関係する法令改正等情報の迅速な提供や技術について情報提供を目的とする研修会。 (受託事業) 1. 内容 廃掃法に係る法令及び技術動向等に関する講習並びに施設見学 2. 場所 7月3日:千葉県自治会館 他は未定 3. 対象 県内事業所の廃棄物管理者及び環境保全担当者 4. 日時 (7月3日、10月、3月) ※10月は施設見学を予定

協議会活動

8	環境担当者実務講習会	環境保全業務実務者等を対象に、主要環境関連法律等理解のための講習会を行う。 (受託事業) 1. 内容 環境関連法に係る法令及び技術動向等に関する実務講習 2. 場所 未定 3. 対象 県内事業所の公害防止管理者及び環境保全担当者 4. 日時 (10月、11月)
9	環境保全情報提供	環境保全に関する関係官公庁等の資料他、環境保全に係る情報の迅速な提供を行う。 (受託事業) 提供方法:郵送、メール通信、ホームページ
10	環境担当講師派遣事業(受託事業)	会員企業が行う環境研修、環境教育など(地域部会における研修も含む)に行政等の講師を派遣する。
11	地域部会活動	11地域で、それぞれ環境保全に関する知識・技術の相互研鑽をはかるほか会員の意見集約等地域的な特性を考慮した積極的な活動を行う。
12	図書資料発行	必要とする図書・資料等の発行ほか、千葉県環境白書の頒布を行う。
13	会報発行	法令改正の概要、公害防止技術の紹介などを取り入れて、会員、千葉県や市町村の各行政機関、NPO団体が当会と同様な活動を行っている他県の団体への頒布。 89号、90号を発行する。 発行回数 2回(8月、1月) 発行部数 約500部
14	渉外活動事業	県内の産業廃棄物関係3団体との合同研修会。市民・企業。行政の環境パートナーシップに基づき、イベントやシンポジウム場で当会の活動状況並びに企業の環境活動についての積極的な広報活動を行う。
15	環境分科会	時の重要な環境問題について意見の集約、意識の高揚をはかるため、各種分科会を開催する。集約された意見は、パブリックコメント等に反映していく。
16	各種研修講習事業	環境パフォーマンスを継続的に向上させ、経営上のメリットとなるツール(EMS:環境マネジメントシステム)の内部監査員を養成するためのセミナー。 (単独事業) 1. 内容 EMS内部監査員 養成セミナー 2. 場所 千葉商工会議所 研修室A 3. 対象 県内事業所のEMS維持従事者 4. 日時 (11月28日、29日)

協議会の会員の状況

1) 正会員【地域部会別会員数】 (平成25年3月31日現在)

部会名	会員数	部会名	会員数
君津部会	38	船橋部会	15
市原部会	39	長生・夷隅・安房部会	15
東葛北部部会 (柏市)	27 (15)	印旛・香取部会	10
千葉部会	20	市川部会	9
習志野・八千代部会	23	海匝・山武部会	7
		松戸部会	4

合 計 188社

207工場・事業場

2) 賛助会員

合 計 2法人

2法人・個人

協議会活動

排出事業者の責務

平成25年度廃棄物関係 管理者研修会

平成25年7月3日（水）
於 千葉県自治会館 9階 大会議室

排出事業者は、法改正に対応できる体制の構築が急務（ゴミ排出者の責任がさらに強化）となっています。

廃棄物か否かの判断は、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」という考え方となっています。

また、環境省通知の特定の施設から排出され、一定基準を超えて1、4－ジオキサンが含まれるものが特管産業廃棄物に追加【平成25年6月1日から施行】されました。

特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物であって、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるものです。工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物（又



「排出事業者を取り巻く廃掃法の動向」について
講師：千葉県環境生活部廃棄物指導課監視指導室 技師 福井 潤一 氏
「廃棄物処理法の基礎&違反事例」について
－ 事件から見る排出事業者と処理業者の実情 廃棄物処理法の基礎知識 －
講師：一般社団法人産業環境管理協会 出版・広報センター所長 大岡 健三 氏

は一般廃棄物）で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものは、石綿含有産業廃棄物となり適正な判断が求められます。

このように複雑化する排出事業者として体制構築に向け、多くの研修会参加（94名）がありました。

今年も始まりました

平成25年度公害防止管理者等 国家試験受験者講習会

於 千葉県自治会館 9階 大会議室

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、公害防止組織を整備し公害防止に努めるとされています。

公害防止組織には、公害防止管理者等を工場に設置された施設や規模ごとに国家試験等による有資格者を配置することが義務づけられています。

平成18年より、国家試験制度の変更（区分別・科目別合格制度等）により、受験者講習会での受講科目の選択枝のカフェテリア化も受講のしやすさから重要なことと思われます。

講習会への参加しやすい工夫を進め、会員内外の特定工場の公害防止管理者の育成及び知識・技術の向上を支援していきます。



▲第1回水質講習会の状況

平成25年度受験者講習会の受講状況

講習会コース	回数	実施日	参加人数
水質	第1回	7/24、25、26	45
	第2回	8/28、29、30	40
大気	第1回	7/31、8/1、2	39
	第2回	9/4、5、6	28
騒音・振動		8/28、29	17
ダイオキシン類		9/4、5	7

騒音・震度の一般科目は、水質第2回の一般科目と、また、ダイオキシンの一般科目は、大気第2回の一般科目と合同受講。

地域部会活動

【市原部会】

平成24年度第3回部会1月31日（木）

- 千葉県環境保全協議会及び市原部会役員選考について（承認事項）
- 「平成25年度エコフェアいちほら」実行計画について（承認事項）
- 会社紹介
 - ①三井造船(株)千葉事業所
 - ②三菱製鋼(株)千葉製作所
- 講演
「ごみ端会議の10年」-家庭ごみの減量に取り組んで-
いちほら・ごみ端会議
事務局長 大澤 和子様
- 懇親会

エコフェアいちほら6月15日（土）
上総更級公園芝生広場と関連施設

【出展内容】

- 1) パネル展示
- 2) 環境レポートの配布
- 3) 環境クイズ（参加者への景品提供：各社提供品 約1600個）
※ブース来場者数 452名



【パネル展示】・企業の環境保全への取り組み事例等の紹介（工場内の緑、工場での省エネ、近隣清掃活動、緑のカーテン）・環境保全協議会活動紹介及び市原部会会員企業一覧



装いも新たに、新会場でも長年のチームワークを発揮

【船橋部会】

平成24年度第2回部会2月21日（木）

1. 平成24年度収支について
2. 「平成25年度ふなばし環境フェア」について
3. 次期船橋部会部会長の就任の承諾について
4. 情報交換

ふなばし環境フェア6月8日（土）船橋市民会館

44団体によるパネル展示、エコ商品展示、体験コーナーなどで多彩な催しでした。展示ブースを訪れた参加者へ丁寧に協議会活動をPRしました。

【出展内容】

- 1) パネル展示
- 2) 環境保全活動の紹介



船橋部会長会社（京葉ケミカル(株)）が中心になって展示紹介。左：高野取締役、右：森工場長

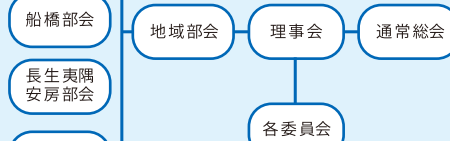


森部会長は、ブースを訪れた「ちば犬」に再生基金をカンパ

平成25年度・26年度

【地域部会活動について】

千葉県内の行政区域に対応した11ブロックの地域部会があり、定期的な活動を行っています。
それぞれ部会では、部会長を中心に会員の意見集約等、地域的な特性を考慮した積極的な活動につとめています。



【部会長について】

部会長は、当協議会の理事を兼務しています。今年度より全ての部会長が交代されました。また、会員数の多い部会（）には、複数理事（副会長以上）を設置しています。

- 君津部会
- 市原部会
- 東葛北部部会
- 千葉部会
- 習志野八千代部会
- 船橋部会
- 長生夷隅安房部会
- 印旛香取部会
- 市川部会
- 海匠山武部会
- 松戸部会

行政ニュース(1)

第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定について

千葉県環境生活部大気保全課

1. はじめに

県は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」に基づき、国の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(以下「基本方針」という。))を踏まえ、平成15年7月に「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(以下「第1期計画」という。))を策定し、県北西部の対策地域において、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の削減を図ることにより、大気環境基準を確保する取り組みを進めてきました。

その後、第1期計画の目標達成期限である平成22年度には、対策地域内の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、大気環境基準をおおむね達成するとした所期の目標を達成しています。

しかしながら、対策地域内には、環境基準を継続的・安定的に達成しているとは言えない地域もあるため、国は、新たに目標年度を平成32年度として、平成23年3月に基本方針を変更しました。

県では、国の基本方針の変更を踏まえ、「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(以下「第2期計画」という。))を平成25年3月に策定しました。



図1 窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

2. 対策地域

千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市(平成24年3月31日現在の区域)。

3. 対策地域の現状

(1) 二酸化窒素

平成22年度の対策地域内の測定局における環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局のすべてにおいて、また自動車排ガス測定局24局のうち23局(95.8%)において環境基準を達成しています。

表1 二酸化窒素の環境基準の達成状況

		項目\年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
対策地域	一般環境	年平均濃度(ppm)	0.022	0.022	0.020	0.021	0.021	0.019	0.019	0.019	0.018	0.018	0.018	0.016	0.015	0.015	
		環境基準達成率(%)	95.5	79.1	100	98.5	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		達成局数(局)	64	53	67	66	67	67	68	68	68	67	67	65	67	66	66
		測定局数(局)	67	67	67	67	67	67	68	68	68	67	67	65	67	66	66
道路沿道	一般環境	年平均濃度(ppm)	0.034	0.032	0.031	0.030	0.030	0.029	0.029	0.028	0.028	0.027	0.026	0.026	0.024	0.024	
		環境基準達成率(%)	45.5	27.3	77.3	87.0	78.3	87.5	91.7	95.8	91.7	91.7	91.7	87.0	95.8	95.8	95.8
		達成局数(局)	10	6	17	20	18	21	22	23	22	22	22	20	23	23	23
		測定局数(局)	22	22	22	23	23	24	24	24	24	24	24	23	24	24	24
対策地域外	一般環境	年平均濃度(ppm)	0.014	0.014	0.012	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	
		環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		達成局数(局)	48	49	49	48	49	49	48	48	47	48	47	46	47	46	46
		測定局数(局)	48	49	49	48	49	49	48	48	47	48	47	46	47	46	46
道路沿道	一般環境	年平均濃度(ppm)	0.026	0.024	0.020	0.022	0.023	0.023	0.022	0.021	0.020	0.021	0.020	0.018	0.018	0.018	
		環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		達成局数(局)	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		測定局数(局)	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(注)「一般環境」は一般環境大気測定局、「道路沿道」は自動車排出ガス測定局を表します。

さらに年平均値は、平成9年度と比較し平成22年度においては、一般環境大気測定局で0.022 ppmから0.015 ppmまで約32%改善し、自動車排出ガス測定局では0.034 ppmから0.024 ppmまで約29%改善しています。

なお、対策地域外においては、すべての測定局で環境基準を達成しています。

(2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の対策地域内の有効測定局における環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局及び自動車排ガス測定局ともに平成19年度から環境基準を達成しています。

また年平均値は、平成9年度と比較し22年度においては、一般環境大気測定局で0.044 mg/m3から0.022 mg/m3まで約50%改善し、自動車排出ガス測定局では0.051 mg/m3から0.025 mg/m3まで約51%改善しています。

なお、対策地域外においても、すべての測定局で環境基準を達成しています。

表2 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況

		項目\年度																
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
対策地域	一般環境	年平均濃度(mg/m³)	0.044	0.042	0.036	0.038	0.038	0.034	0.031	0.030	0.030	0.029	0.027	0.025	0.022	0.022		
		環境基準達成率(%)	11.9	10.4	10.4	89.6	46.3	43.3	83.8	98.5	100	94.0	100	100	100	100		
		達成局数(局)	8	7	7	60	31	29	57	67	68	63	65	65	65	64		
		測定局数(局)	67	67	67	67	67	67	68	68	68	67	65	65	65	64		
道路沿道	一般環境	年平均濃度(mg/m³)	0.051	0.049	0.042	0.044	0.043	0.040	0.037	0.035	0.034	0.032	0.031	0.028	0.026	0.025		
		環境基準達成率(%)	0.0	0.0	5.6	73.7	30.0	28.6	68.2	100	95.7	95.7	100	100	100	100		
		達成局数(局)	0	0	1	14	6	6	15	23	22	22	23	23	23	23		
		測定局数(局)	18	18	18	19	20	21	22	23	23	23	23	23	23	23		
対策地域外	一般環境	年平均濃度(mg/m³)	0.035	0.034	0.029	0.031	0.032	0.029	0.027	0.026	0.028	0.027	0.025	0.023	0.021	0.021		
		環境基準達成率(%)	66.7	42.3	41.2	100	80.8	63.5	100	100	100	93.8	100	100	100	100		
		達成局数(局)	34	22	21	52	42	33	48	48	47	45	47	47	47	46		
		測定局数(局)	51	52	51	52	52	52	48	48	47	48	47	47	47	46		
道路沿道	一般環境	年平均濃度(mg/m³)	0.041	0.035	0.031	0.035	0.036	0.032	0.029	0.028	0.028	0.030	0.028	0.028	0.027	0.025		
		環境基準達成率(%)	25.0	25.0	40.0	100	80.0	20.0	100	100	100	100	100	100	100	100		
		達成局数(局)	1	1	2	5	4	1	5	5	5	5	5	5	5	5		
		測定局数(局)	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		

(注)「一般環境」は一般環境大気測定局、「道路沿道」は自動車排出ガス測定局を表します。

4. 計画の目標及び計画の達成期間

(1) 計画の目標

対策地域において、平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保します。

なお、平成27年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽します。

(2) 計画の達成期間

平成33年3月31日までとします。
なお、中間目標の期限である平成27年度末に、目標達成の見通しについて評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

表3 第1期計画と第2期計画の目標等

項目	第2期計画	第1期計画
策定年月	平成25年3月	平成15年7月
達成期限	①平成32年度までに ②平成27年度までに	平成22年度までに
目標	①対策地域においてNO ₂ 及びSPMに係る大気環境基準を確保する。 ②すべての監視測定局におけるNO ₂ 及びSPMに係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。	対策地域においてNO ₂ 及びSPMに係る大気環境基準をおおむね達成する。

5. 計画達成の方途

計画の目標達成のために、以下の対策について、国、県、市、関係道路管理者及び交通管理者と連携を図りつつ、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等の関係事業者(事業者)並びに県民の協力のもとに推進していきます。

- ア 自動車単体対策の強化等
- イ 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
- ウ 条例に基づく自動車排出ガスの低減対策の推進
- エ 低公害車の普及促進
- オ エコドライブの普及促進
- カ 交通需要の調整・低減
- キ 交通流対策の推進
- ク 局地汚染対策の推進
- ケ 普及啓発活動の推進

なお、第2期計画の本文については、以下の千葉県ホームページに掲載していますので、御覧ください。

掲載 URL：<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/sakugen/sakugenkeikaku2.html>

千葉県からのお願い

事業者の皆さまには、自動車の使用に当たっては、以下の事項について御配慮くださいますよう御協力をお願いします。

- 自動車を新たに購入又は買替える場合は、低燃費かつ低排出ガスの車(低公害車)の導入
- 貨物を運送する場合、又は貨物の運送を依頼する場合は、低公害車の積極的な利用
- 保有する車両について、日常点検や法定点検を行い、日頃から適切な整備の実施
- 自動車を運転する場合は、アイドリングストップやエコドライブの励行

※低公害車やエコドライブなどについては、以下のホームページに掲載していますので、御覧ください。

・九都県市指定低公害について(九都県市あおぞらネットワークホームページ)
掲載：<http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html>

・アイドリングストップについて(千葉県ホームページ)
掲載：<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/event/campaign/sonohoka/idling.html>

・エコドライブについて(千葉県ホームページ)
掲載：<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/ecodrive/ecodrive.html>

(お問い合わせ先)

千葉県環境生活部大気保全課自動車公害対策班 043-223-3807

行政ニュース(2)

千葉県における災害廃棄物への対応について ～千葉県市町村災害廃棄物処理計画策定ガイドライン～

千葉県環境生活部資源循環推進課

災害廃棄物へのこれまでの対応について

地震や風水害などの災害によって発生する災害廃棄物は、事業活動を伴わずに発生するため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では基本的に一般廃棄物として扱われ、生活環境保全上の支障を除去するという観点から市町村の事業として処理が行われることになります。

これまで県では、市町村が行う災害廃棄物の処理について、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の事例を参考に、災害廃棄物の処理方針や発生量の推計方法、仮置場の必要面積の算定方法等、災害廃棄物の処理に必要な基本的情報や考え方を示した「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」を作成し、市町村に対し、あらかじめ災害で発生する廃棄物の処理計画を作成するよう促してきました。

また、災害廃棄物は、家屋解体物等の産業廃棄物と同様の性状をしているものが多いことや、短期間に大量に発生すること等から、県は(一社)千葉県産業廃棄物協会、千葉県解体工事業共同組合、(一社)千葉県環境保全センターのそれぞれと、災害時の廃棄物処理に関する協定を締結し、単独の市町村での対応が困難である場合には、市町村間の災害時の相互応援協定に加えて、これらの協定を活用して災害廃棄物の処理が進められる体制を整えてきました。

東日本大震災で得られた教訓

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における災害廃棄物に関しては、千葉県内の各被災市町村も処理に尽力し、特に被害の大きかった旭市においては(一社)千葉県産業廃棄物協会との協定に基づく協力のもと迅速な処理が行われたところです。

この処理をとおして、いち早く災害からの復旧を進める上で廃棄物の仮置場を迅速に確保することの重要性を再確認させられるとともに、いろいろなものが混合された廃棄物の分別作業の難しさや仮置場の管理運営面への配慮の必要性など、様々な教訓を得ることができました。

こうして得られた教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理に当たっては、特に災害発生時の初期対応が重要であることがわかりました。そこで、今後の災害発生時における廃棄物処理を、市町村が円滑に進められるように、県では平成25年3月に「市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」を作成しました。



東日本大震災時の仮置場の様子(旭市)

千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインについて

このガイドラインは、災害発生時の具体的な業務や処理体制の構築等、災害廃棄物等の円滑な処理のための具体的な業務内容を示した「災害廃棄物の処理マニュアル」を各市町村が整備するためのガイドラインです。また、災害発生時の混乱した状況においても使い易い出来るだけ簡便なマニュアルが整備されるように、マニュアルのモデルをガイドライン内で示しています。

各市町村において、このガイドラインを参考にしてマニュアルを整備することや、既存の災害廃棄物処理計画をあらためて確認することにより、今後の災害に備え、災害廃棄物の円滑な処理が行えることを目的としており、既存の災害廃棄物処理計画に加えて、特に初期の対応に重点を置いた災害廃棄物処理に係る実践的なマニュアルを各市町村で策定するように促しています。

また、ガイドラインの作成に当たっては、実際に使用する県内市町村から意見を聴取するとともに、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会からも意見をいただき、それらを反映して作成しました。

ガイドラインの特徴

- ・千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針を補完するものとして位置付け
- ・初期対応時に使いやすく、簡便なマニュアルが策定できるように作成
- ・災害発生時の初期対応に関する事項を重点的に記載
(初動組織の構築方法、情報収集体制、仮置場の確保・管理方法等)

市町村がこのガイドラインを基にマニュアルを作成することで、従来の「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づく市町村の処理計画を補完し、災害廃棄物への円滑な対応が行われるよう期待します。

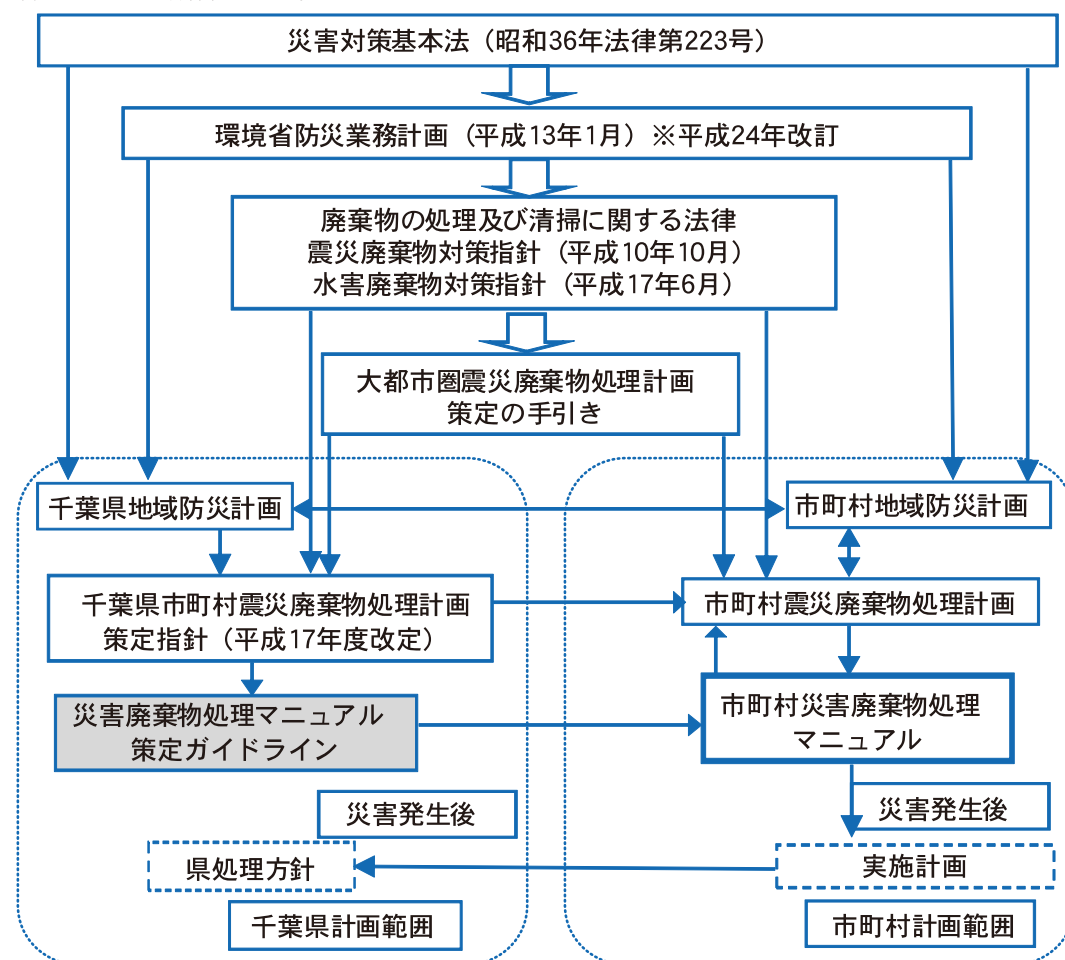


図 ガイドラインの位置付け

おわりに

今回紹介しました「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」や「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」は千葉県のホームページから全文を見ることができます。

また、各市町村の災害時の計画についても多くはそれぞれのホームページで公表されています。

紹介しましたガイドラインや指針などは市町村等を対象として作成していますが、事業者の皆様にも、事業場における災害発生時の廃棄物の処理について、参考として役立てていただければ幸いです。

「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/ippan/saigai-manual-guidelines.html>

「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/ippan/shinsai-shishin.html>

行政ニュース(3)

浄化槽の法定検査について

千葉県環境生活部水質保全課

1.はじめに

私たちの暮らしから出る生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな要因となっています。このため、身近な水環境を保全するため、県内各地で生活排水対策が行われているところです。

浄化槽は、下水道の整備されていない地域等で生活排水を処理する装置であり、公共用水域の水質を保全する上で重要な役割を担っています。

浄化槽に関する諸制度を規定した浄化槽法では、浄化槽管理者(浄化槽の所有者、使用者等)に対し、設置後等の水質検査(7条検査)と毎年1回の定期検査(11条検査)の受検を義務付け、浄化槽の正常な水処理機能などを定期的に確認する仕組みが制度化されています。(7条検査と11条検査を総称して「法定検査」と呼んでいます。)

2.法定検査の概要

浄化槽法では、浄化槽の設置工事や保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正常な機能を発揮しているかどうかを公的に検査するため、浄化槽管理者に対して、法定検査を受検することを義務付けています。

本県では、法定検査を実施する機関(指定検査機関)として、公益社団法人千葉県浄化槽検査センターを指定しています。

法定検査は、浄化槽管理者からの依頼により、指定検査機関が実施します。

浄化槽の法定検査・保守点検及び清掃等の適正な維持管理の流れは、図1を参照ください。

(1)法定検査の種類

ア 設置後等の検査(7条検査)

新たに浄化槽を設置した場合や、浄化槽の構造又は規模を変更した場合に、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に、浄化槽工事が適正に行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているかどうかを検査します。

イ 定期検査(11条検査)

浄化槽の保守点検と清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、毎年1回定期的に検査します。

(2)法定検査の項目

法定検査は、外観検査、水質検査、書類検査で構成され、具体的な項目は表1のとおりです。

(3)法定検査の手数料

法定検査の手数料は、規模(人槽)及び単独処理浄化槽か合併処理浄化槽かによっても異なりますが、1基あたり5,000円～26,000円です。

3.水質汚濁防止法の特定施設における法定検査の受検について

水質汚濁防止法における特定施設に該当し、かつ浄化槽法上の浄化槽でもあるし尿処理施設等について、定期検査(11条検査)が実施されていない施設が、少なからず見受けられます。特定施設については、浄化槽としての規模が大きく、公共用水域への影響も大きいことから、未受検の場合は、確実に検査を受けていただくよう、特にお願いいたします。

【検査制度に関するお問合せ先】 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部水質保全課浄化槽班 (電話)043-223-3813

【検査手続に関するお問合せ先】 千葉市中央区中央港1-11-1

公益社団法人千葉県浄化槽検査センター (電話)043-246-6283

図1 浄化槽を適正に管理するための流れ

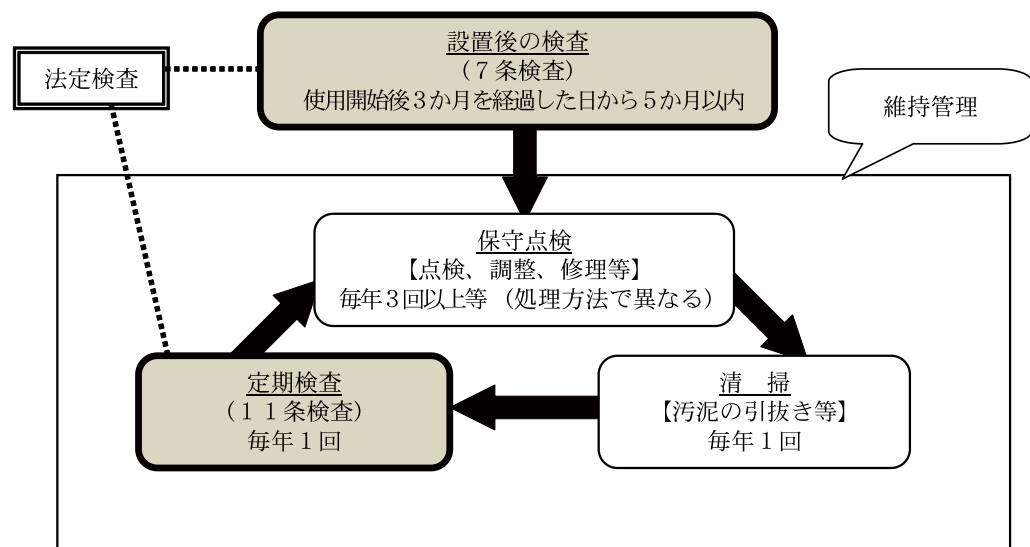


表1 検査項目

	設置後の検査 (7条検査)	定期検査 (11条検査)
外観検査	①設置状況、②設備の稼働状況、 ③水の流れ方の状況、④使用の状況、 ⑤悪臭の発生状況、⑥消毒の実施状況、 ⑦か・はえ等の発生状況	①設置状況、②設備の稼働状況、 ③水の流れ方の状況、④使用の状況、 ⑤悪臭の発生状況、⑥消毒の実施状況、 ⑦か・はえ等の発生状況
水質検査	①水素イオン濃度(pH)、②汚泥沈殿率(SV)、 ③溶存酸素量(DO)、④透視度、 ⑤塩化物イオン濃度、⑥残留塩素濃度、 ⑦生物化学的酸素要求量(BOD)	①水素イオン濃度(pH)、 ②溶存酸素量(DO)、③透視度、 ④残留塩素濃度、 ⑤生物化学的酸素要求量(BOD)
書類検査	①設置届出書等、②保守点検記録 など	①保守点検記録、②清掃記録 など

(注)表中の検査項目の中から所定の項目を実施

浄化槽の法定検査受検のお願い

皆様方の会社に設置されている浄化槽(現場事務所等のトイレに設置されている小型の浄化槽も含む)は、法定検査を受検していますか?

もし、受検されていない場合は、速やかに受検くださるよう、お願いいたします。

なお、受検の確認及び受検手続き等については、当課又は公益社団法人千葉県浄化槽検査センターまでご連絡願います。

会員紹介



日本燐酸株式会社
NIPPON PHOSPHORIC ACID CO.,JP

日本燐酸株式会社は、化学肥料の国際競争に対処する為、日産化学工業(株)、昭和電工(株)により、わが国初の燐酸・燐安センターとして1967年12月に設立されました。

現在は7社の共同出資によって、設立当初の燐酸・燐安に加え、硫酸の供給センターとして、高品質・低コストの製品を供給しています。工場敷地面積は137,000m²、年間生産能力は、硫酸47万トン、燐酸液9万トン、燐安14.3万トンで、現在従業員は協力会社も含め約180名です。



千葉県袖ヶ浦市の京葉コンビナート北袖地区に立地する工場の全景

当社製品のうち、硫酸は、石油精製からの回収硫黄を原料とし製造しています。また、燐酸液は燐鉱石に硫酸を反応させた後、ろ過をして製造し、更にこの燐酸液にアンモニアを反応させることで、肥料原料である燐安を製造しています。

また1996年には、肥料業界で初めてISO9002認証を取得(その後、2002年ISO9001に移行)し、各設備の増強や環境対策、燐資源の多様化に取り組みながら、安定的に製品を生産供給する事に努力しています。

環境への取り組みとして、1980年より硫酸生産設備の回収蒸気により自家発電を行い、当社で使用する電力を賄うほか、近隣企業に電力供給するなどエネルギーの有効利用を図っています。また、2008年に一部生産設備の燃料源であった重油を都市ガスに転換して、CO₂ガス発生量面から環境への負荷削減にも取り組んでいます。

同時に、当社内で発生する廃棄物についても、生産工程や排水処理工程で発生していた無機性汚泥等を再資源化する検討によって、2012年度の廃棄物埋立処分量をピーク時の40分の1にまで減量を達成しました。

更に、資源リサイクルの面では、下水処理場から発生する下水汚泥の焼却灰を燐鉱石に代わるセカンダリーソースとして活用を開始しています。その結果2012年末より愛知県で発生する下水汚泥焼却灰を用い、燐鉱石に混合して燐酸を製造するという世界で初めての取り組みを実用化いたしました。



新たに稼働を開始した焼却灰受け入れ施設

これからも日本燐酸は、継続的な環境への負荷軽減とゼロエミッションの取り組みを進めながら、資源循環型のフロントランナー企業を目指すべく邁進してまいります。

会員紹介



伊勢化学工業株式会社 ISE CHEMICALS CORPORATION

医薬品から液晶テレビ、スマートフォンまで。伊勢化学工業が関わる分野は多岐にわたり、人々の暮らしを快適にするため、たゆまぬ研究開発を行っています。主な事業はヨウ素、天然ガス、金属化合物の3本柱。資源小国といわれるわが国で、世界に輸出できる数少ない天然資源の一つがヨウ素です。日本のトップメーカーとして国内とアメリカの生産拠点から世界十数カ国へヨウ素ならびにヨウ素化合物を供給しています。また、コンデンサや二次電池用途の金属化合物でも社会に貢献しています。

ヨウ素事業

約200万年前—関東平野が海底にあった頃—多くの有機物が堆積した層が地殻変動によって閉じ込められ、古代海水“かん水”が誕生しました。

当社では地下500～2000mに眠るかん水からヨウ素と天然ガスを生産しています。「ヨウ素」と聞いて、まず思い浮かぶのはうがい薬ですが、実はそれ以外にもレントゲンの造影剤や農薬、液晶用偏光板やレーザー光線の素材としても使われています。最先端の分野で活躍する注目の素材です。

世界における日本のヨウ素生産量は約35%。その中でも当社はトップクラスの供給を誇ります。供給先はおよそ20カ国にのぼり、全世界における当社の生産量シェアは約15%。日本においては約40%の実績があります。

金属化合物事業

ここ十数年で産業界からの需要が急速に高まっている金属化合物。特にニッケル、コバルトの金属化合物はコンデンサやリチウムイオン電池などの原材料として使われるため、以前と比べて市場が広がっている注目の素材です。

当社では、1970年代から金属化合物事業をスタートし、現在ではニッケル、コバルト系の金属化合物をお客様のニーズに合わせて、徹底した品質管理の下に生産しております。

天然ガス事業

ヨウ素と密接な関係にある天然ガス。天然ガスもヨウ素もかん水の中に含まれているからです。

数百万年もの歳月をかけて古代地層の有機物がバクテリアに分解され、メタンガスとなって地下に眠っています。

産出された天然ガスは都市ガス用・工業用としてガス事業者へ供給されます。

天然ガスは同じ化石燃料である石油・石炭に比べて地球温暖化の原因である二酸化炭素の発生量が少なく、地球に優しいエネルギーとして注目されています。

どの分野でも製品を生産するだけでなく、リサイクルにも積極的に取り組んでいます。生命の星・地球に眠る地下資源の恩恵を受け、製品を生産しているからこそ環境への配慮を忘れない。当社は人と地球とともに歩み続けます。



地下のかん水から
製造されたヨウ素製品



ニッケル、コバルトの
金属化合物を製造する
反応容器



かん水から分離精製された
天然ガスの球形貯蔵施設

会員紹介



Empowered by Innovation

テーマ：「NEC我孫子事業場の生物多様性に関する取り組みについて ～絶滅危惧種オオモノサシトンボ保護活動～

はじめに

NECでは、「NECグループビジョン2017」で掲げた「人と地球にやさしい情報社会」に向けて環境面から貢献するため、2010年6月に中長期目標である「NECグループ環境経営行動計画2017／2030」を策定しました。そのひとつの領域として「生物系／生物多様性保全」があり、同年に策定した「生物多様性貢献活動ガイドライン」を基に、NECグループ各サイトでの新たな取り組みを促進しています。

本件では、NECグループのサイトのひとつである「NEC我孫子事業場(千葉県我孫子市)」の生物多様性の取り組みについて紹介します。

2.NEC我孫子事業場は自然豊かな環境

NEC我孫子事業場(千葉県我孫子市)は、利根川と手賀沼の間に位置し、周りには水田が広がる自然豊かな環境にあります。事業場内の敷地面積は315,000㎡、26,000本の木が生い茂り、緑化率は21.2%となっています。また、事業場内には近隣の利根川から派生してできたと考えられる湧水池「四つ池」があります。

NEC我孫子事業場が開設した1982年以降の30年間、従業員以外の入場を制限してきたため、自然環境が破壊されることがなく、四つ池周辺を中心に多くの生き物が生息しています。



NEC我孫子事業場



四つ池

3.「オオモノサシトンボ」を発見

2003年、我孫子市市民団体の「我孫子野鳥を守る会」、「日本蜻蛉学会」による四つ池周辺の生物観察調査が行われました。その調査で、環境省絶滅危惧種I種に指定されている「オオモノサシトンボ」を始めとして多くの在来種が生息しているという結果が報告されました。

一方で、ブルーギルやオオクチバス(通称ブラックバス)の外来魚も生息していることが判明したため、2007年からスポット的に調査を続けた結果、外来魚の繁殖力の強さに四つ池の「オオモノサシトンボ」のヤゴの個体数が年々減少していることが明らかになりました。



オオモノサシトンボ



左から3体がブルーギル—番右がオオクチバス

4. 外来魚駆除のための作業を開始

2009年より我孫子市民団体・手賀沼水生生物研究会の協力を得て、本格的な外来魚駆除活動を開始しました。まず、刺し網による在来種保護区域を作り在来魚と外来魚の棲み分けを試みました。同時に電気ショッカー、及び釣りによる外来魚の駆除活動を行いました。月1回程度の駆除作業を行っていましたが、外来魚の繁殖力が強く、外来魚の個体数がなかなか減らないという結果でした。



在来魚保護区



電気ショッカーによる駆除

5. 池干しで外来魚を一網打尽！

オオモノサシトンボの個体数が減ってきたことから、これ以上状況を悪化させないために、四つ池のうちの1つの湧水池を池干し、外来魚を一網打尽に駆除するといった大胆な作戦が手賀沼水生生物研究会から提案され、NECとしても希少種保護のために実施を決定しました。実施に当たっては地元住民に迷惑がかからないよう我孫子市役所とも協議を進め、2012年11月～12月にかけて池干しを行いました。

21日間かけて排水し、池干しをした結果、オオクチバスの大型成魚約130匹、ブルーギルの大型成魚約350匹などが駆除でき、貴重種のイシガイを500体以上、フナ類約240匹、コイ約70匹やワタカ、ハゼ類、テナガエビなどを保護するなど多くの成果を挙げることができました。池干しした池は、湧水により約2ヶ月間で水位が戻り、現在は外来魚が入る以前の姿に戻りました。



池干しした池



保護したイシガイ

6. 社員の意識啓発イベントの展開

2011年から、地元有識者と連携して社員とその家族を対象に、生物多様性に関する意識啓発を実施しています。具体的には、「四つ池」周辺の生物調査イベントを6回実施しており、イベントの中で、我孫子事業場で使用しなくなった大型ダストボックスを利用した廃材を活用したビオトープを設置するなど、オオモノサシトンボの保護活動を推進しています。

また、四つ池周辺の生物調査として、野鳥、昆虫、その他水生生物の観察会を行うなど、生物多様性に対する理解を深める活動を展開しています。

その他



ご案内

エコメッセ2013 in ちば 9月28日(土)

幕張メッセ国際会議場棟

出展会員
募集中

8月26日(月)まで

“わが社の環境保全活動”

エコメッセ2013は、持続可能な社会の実現を目指して、市民・企業・行政のみんなが良好なパートナーシップのもと協働して開催されます。今年度は、9月28日(土)に開催され、毎年実施している活動見本市に加え、昨年より始まった協働創造市の2種類のイベントが同時に進められます。

昨年度は、来場者12,000人の県内最大の環境イベントとなりました。

当協議会の展示は、会員企業のパネル出展による環境保全活動のPR、またイベント主催者が募ったボランティア参加など多彩な参加方法で参加を予定しています。



多くの来場者が訪れた
当協議の展示ブース



昨年のメイン会場の状況

化学のちからで、みんなの笑顔を見たい。

環境にやさしくなること、社会の役に立つこと、
明るい未来を見据えた化学のちからでみんなを笑顔にしたい、それが三井化学グループ。
自動車・電子・情報材料、生活・環境・エネルギー、包装材料など
世界中のあらゆるところで私たちの革新的な技術や素材が生活を支えています。

<http://www.mitsuichem.com>





伊藤ハム

さあ、ウインナーを語りましょう。

あなたにとって、ウインナーの美味しさとは、何ですか。私にとってそれは、お肉そのものの旨味。噛むほどにあふれます。ジューシーな肉汁。あなたもぜひ、このジュワッを体験してみてください。きっと、あなたのウインナー観が変わるハズですから。

ジュワッと旨さに技がある。

アルトパイエルン

環境との調和を図り、資源循環型社会に貢献



日本燐酸株式会社



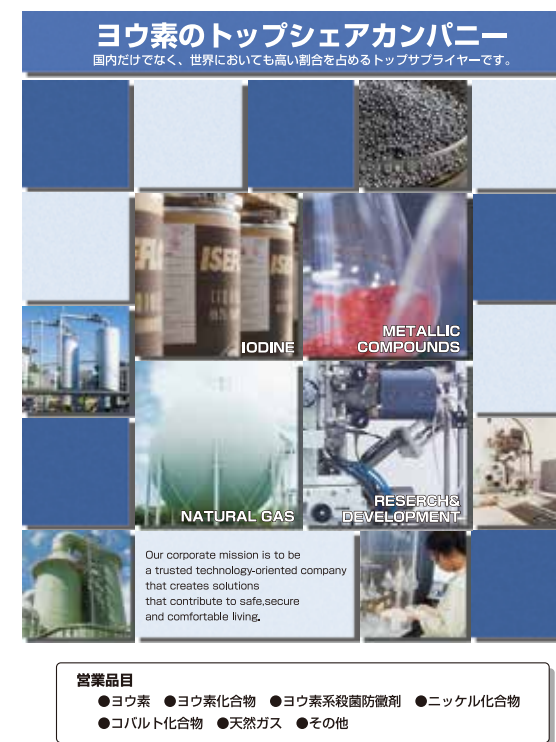
JFE

挑戦・柔軟・誠実
JFE スチール

JFEスチールは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。

JFE スチール 株式会社
〒100-0011 東京都千代田区千代田2丁目2番3号（日比谷国際ビル）
TEL 03(3597)3111 URL <http://www.jfe-steel.co.jp/>

ヨウ素のトップシェアカンパニー
国内だけでなく、世界においても高い割合を占めるトップサプライヤーです。



IODINE
METALLIC COMPOUNDS
NATURAL GAS
RESEARCH & DEVELOPMENT

Our corporate mission is to be a trusted technology-oriented company that creates solutions that contribute to safe, secure and comfortable living.

営業品目
●ヨウ素 ●ヨウ素化合物 ●ヨウ素系殺菌防霉剤 ●ニッケル化合物
●コバルト化合物 ●天然ガス ●その他



伊勢化学工業株式会社
ISE CHEMICALS CORPORATION

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目3番1号（八重洲口大栄ビル）
TEL 03(3242)0520(代表) FAX 03(3242)0521
URL <http://www.isechem.co.jp>